決定します。そのため、4月 6月・8月の保険料は、

年間保険料額と仮徴収額との

7月に保険料が決定した後

めに、6月・8月の仮徴収額 を変更する場合があります。

さんの負担を軽減するととも

に経費を節減するため、

昨年

間の天引き額を平準化するた ことが見込まれる場合は、年

めていただきます。

徴収として、2月と同額を納

介護保険料は、毎年7月に

収

の

お

知

せ

月・12月・2月の保険料が、

大幅に増額または減額になる

保険者証の有効期限は、

料額に比べて年度後半の10

4月・6月・8月の保険

中旬にお知らせします。

18年度の介護保険料は7月

65歳以上の

月の3回に分けて納めていた

らせします。

4910 • 4911)

介護が必要になったとき

詳しくは介護福祉課(内線

変更した場合は、

個別にお知

10月・12月・翌年2

だくことになります

対象となる方へ

介護保険料特別徴収(年金天引き)の

18. 4. 1

5月15日(月)から

出張所が地域連絡所に変わります

現在の

併せて取り扱い事務が変わります

上の原出張所 ひばりが丘出張所 滝山出張所

上の原連絡所 ひばりが丘連絡所 滝山連絡所

に変わります

【開設日】月曜~金曜日(祝日、年末年始を除く) 【開設時間】午前8時半~午後5時

設置場所や開設日、開設時間は従来通りです

次の事務は、各連絡所で引き続き取り扱います

- (1)証明書発行事務 = 住民票の写し等 印鑑登録証明書 税関係証明書 戸籍の謄抄本、身分証明書等
- (2)公金収納事務 = 市・都民税、国民健康保険税等の払い込み 介護保 険料の払い込み 各種利用料、使用料の払い込み
- (3) そのほかの取り次ぎ事務 = 母子手帳の交付 交通災害共済の加入申 粗大ごみ処理券、し尿処理券の販売など簡易な取り次ぎ事務

取り扱います

絡

所

で

次の事務は、市民課および保険年金課(いずれも市役所1階)でのみ取り扱います

- (1)転入、転居、転出等の住民異動に関する届け出
- (2)国民健康保険と国民年金の資格取得、喪失に関する届け出
- (3)印鑑登録申請の受け付け

市民課、保険年金課で 取り扱います

4月2日 • 9 日 曜臨時窓口 を 設

~午後4時

受付時間:午前9時

住民異動の届け出が集中する4月上旬の窓口混雑を 緩和するため、4月2日(日)・9日(日)に市民課・保険年 金課・子育て支援課にて日曜臨時窓口を開設します。

本庁舎のみの開設です。出張所は開きませんので、

詳しくは市民課☎70・7722、保険年金課☎70・7732ま たは7733、子育て支援課270・7736へ。

日曜臨時窓口取り扱い業務一覧

担当課	取り扱い業務	取り扱いをしない業務
市民課	住民異動届の受け付け(転入・転居・転出・世帯変更など) 印鑑登録 市民カード発行の申請受け付け 各種証明書の発行(住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本、外国人登録原票記載事項証明書など)住居表示の申請受け付け	住民基本台帳カードの即日交付付記転入、付記転出、住民票の広域交付 電子証明書の発行申請臨時運行許可(仮ナンバー貸与)戸籍異動が伴う住民異動届など、他市町村への問い合わせを必要とするもの
保険 年金課	国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け 高額療養費の支給申請など各種申請書の受け付け 国民年金第1号被保険者の資格取得等の届け	国民年金に関する届け出で、社会 保険庁への照会を必要とするもの
子育て 支援課	各種の児童に関する手当ての手続き ひ とり親家庭の医療費助成についての手続き 乳幼児の医療費助成についての手続き	左記以外の業務

を実施します。

協会会員

【相談員】東久留米建築設計

【費用】無料

市では年6回、耐震相談会

展相談会のご利用を

【日時・会場】左表の通り

耐震相談会年間日程

日 時	会 場
4月12日(水)	
6月14日(水)	 市役所 1 階 屋内ひろば
8月9日(水)	
10月10日(火)	
12月13日(水)	
19年2月14日(水)	

総務課防災係 ばお持ちください。 けもできますが、 事務所) 676・1 談日の前日までに、 合があります。ま お待ちいただく場 5 1 5 **^**° 局 (桑原建築設計 た、図面等があれ 電話で同協会事務 詳しくは総務部 申し込みは各相 当日の受け付

ご注意ください。

耐度の利用につなげます。

マネジメント事業包括的・ 継続的

高齢者への支援と自立のための拠点 地域包括支援センター 設立 します

しを支えていくための拠点で 吊生活で支援が必要な高齢者 地域包括支援センター は日 センターとして衣替えして設 齢者の相談場所として、 ような業務を行います。 地域包括支援センター は高 次の

文援センター を地域包括支援

できる限り自らが行うことを メ介 局齢者自らができることは 護 予 ト防 マネ 事 業ジ

支援を行います。 と参加意欲の向上を目指した 一緒に発見し、主体的な活動 定された方が介護予防サービ プランを作成します ビス (地域支援事業)の相談・ それのある方の介護予防サー 要支援・要介護になるお 要支援1・要支援2と認

ス (新予防給付サービス)を 2557) **\^**

圏域に分けています。地域包 サービス係(内線2553~ の生活圏域に設置されます (上表を参照)。 括支援センターは、 それぞれ 詳しくは介護福祉課介護 市では、市内を3つの生活

地域包括支援センターあなたのお住まいの

るよう、包括的・継続的マネ 齢者が地域で暮らし続けられ

||係機関と連携しながら、高

主治医やケアマネジャー、

シメントを行います。

基本としつつ、できることを

が 廃

有効期限が廃止さ

れました。 改正され、 お手元の被保険者証の有効 介護保険法施行規則が

3月31日でした。ところが、 これまで、市の介護保険被 介護保険被保険 期証限の

期限が18年3月31日となって

詳しくは介護福祉課(内線

被保険者証を発行しています。 順次、有効期限の記載のない 甲請をしてください。 たり更新したりする方から、 持参していただき要介護認定 市では、新たに認定を受け

市内の各包括支援センターおよび生活圏域区分

17130日已旧文版セング 0000 土川回場に対				
名 称	生活圏域区分			
西部地域包括支援センター	前沢四丁目~五丁目、 滝山、下里、柳窪、 野火止、八幡町、弥生			
中部地域包括支援センター	学園町、ひばりが丘団地、本町、幸町、中央町、南沢、前沢一丁目~三丁目、南町			
東部地域包括支援センター	上の原、神宝町、金山町、 氷川台、大門町、東本町、 新川町、浅間町、小山			

適切なサービス、関係機関、 めるよう、相談を受け、どの れた地域で安心して生活を営 ような支援が必要かを把握し、 総合相談支援 局齢者やその家族が住み慣 利 擁護事

適切に利用できるよう、 調整